

(別紙2) No.14に対する回答

1 市民及び事業者に対する普及啓発その他必要な措置について

- ・ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の啓発冊子として、「共に学び共に生きる小金井市をめざして」(一般向け)を作成及び配布しています。
- ・ 一般市民を対象に、障害特性の理解促進講座を開催しています。
- ・ 基本法第9条に規定する障害者週間において、小金井市商工会、小金井市商店会連合会及び小金井市観光まちおこし協会の協力の下、小金井市障害者週間実行委員会主催及び小金井市地域自立支援協議会共催により、普及啓発事業を実施しています。

2 幼児、児童及び生徒に対する教育について

- ・ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の啓発冊子として、「すべての人が幸せに暮らせる「まち」を作るためのハンドブック」(子ども向け)を作成及び配布しています。
- ・ 市立小学校の5年生を対象に、上記冊子を教材として、障害及び障害者の理解を深めるための授業を行っています。
- ・ 特別支援教室の巡回指導教員による障害者理解教育を実施しています。
- ・ 特別支援学校の児童と市立小学校の児童と一緒に活動する等の交流をしています。

3 障害者及びその関係者からの特定相談について

- ・ 平成30年度：相談実績無し
- ・ 令和元年度：相談実績無し
- ・ 令和2年度：6件
- ・ 令和3年度：3件(令和3年11月1日現在)

4 障害者又は代理人からの助言又はあっせんの申立てについて

- ・ 令和2年度に1件の申立てがありましたが、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第13条第2項(現行)の規定により、同条例第14条第1項に規定する調査は行いませんでした。